

申告相談日程表

受付時間は、各会場とも9時～11時30分及び13時～16時です。

月日	対象地区	会場
2月16日(水)	大野・西平(下郷・宿)	都幾川公民館 3階講座室
2月17日(木)	大野・西平(西平上サ・宮平・清水・奥畑)	
2月18日(金)	西平(女鹿岩・池ノ入・後野)・雲河原・梶平	
2月21日(月)	瀬戸元上・大附	
2月22日(火)	瀬戸元下・関堀	
2月24日(木)	馬場・別所	
2月25日(金)	本郷・田中	
2月28日(月)	桃木・番匠1	
3月1日(火)	番匠(2・台) ※	
3月2日(水)	番匠(4・5) ※	
3月3日(木)	田黒・日影	文化センター (アスピアたまがわ) 2階会議室
3月4日(金)	田黒・五明	
3月7日(月)	玉川(春和3・4・5)	
3月8日(火)	玉川(春和1・2)	
3月9日(水)	玉川(根際)	
3月10日(木)	玉川(上郷・仲井)	
3月11日(金)	玉川(一ト市)	
3月14日(月)	上記に来られない方	
3月15日(火)		

※申告相談期間中は、日程表以外の場所では申告相談を行っていませんので、ご注意ください。

※建具会館では申告相談を行いませんのでご注意ください。

※来場者数に片寄りがないように地区の割振りをしていきますが、いずれの日でも申告することができますので都合のよい日をご利用ください。

※収入のない方の町県民税申告は、税務課窓口と第二庁舎行政サービスコーナーで受け付けています。申告期間前(令和4年1月4日)から受け付けており、比較のお待ちいただくこともありませんので、ぜひご利用ください。

※番匠の2、3日目の会場は「アスピアたまがわ」になります。

確定申告の方(町県民税の申告の方は除く)は、新型コロナウイルス感染防止の観点からも、ぜひ自宅からパソコン・スマホによるe-Tax(電子申告)にご協力ください。これは、確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して申告書を提出できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。利用方法は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」等を参照してください。



国税庁HP
確定申告書等
作成コーナー

新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご協力ください

- ・会場内では、マスクを着用してください。
- ・自宅で検温し、発熱や体調がすぐれない方は、来場を控えてください。
- ・入場の際に検温を実施します。発熱等(37.5℃以上)の症状のある方は、入場をご遠慮いただきます。
- ・換気のため窓や入り口を開放するため、寒暖に対応できる服装で来場してください。
- ・待合室が混雑した場合は、自家用車での待機を依頼することがありますので、ご承知おきください。

税理士による 無料電話税務相談をご利用ください

年収600万円以下の方を対象に、税理士による「無料電話相談」を行います。ご希望の方は税理士会事務局へ事前に電話連絡の上、ご利用ください。(手続きにより、料金が発生する場合があります。) ※新型コロナウイルス感染症拡大の状況により、中止する場合があります。

対象 ▶ ①年金受給者の方 ②給与所得者で医療費控除を受けたい方 ③年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方

日時 ▶ 2月1日(火)～2月15日(火)

問 ▶ 関東信越税理士会東松山支部事務局

☎ 25-2670 (月～金)の10時～14時30分

所得税及び復興特別所得税・町県民税の申告について

～ 申告期間 令和4年2月16日(水)から3月15日(火)まで ～

所得税及び復興特別所得税と町県民税の申告を受け付けます。申告時間短縮のためにも、事前準備(医療費控除の明細書、収支内訳書の作成等)及び必要書類の持参忘れのないようお願いいたします。申告期限間際になると、申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。余裕をもって正しく申告しましょう。問 税務課 ☎ 65-0811

所得税の申告が必要な方

次の事項に該当する方です。

- ① 事業や不動産などの令和3年中の各種所得の合計額が、基礎、配偶者、扶養などの所得控除の合計額を超える方。
- ② 令和3年中の給与等の収入金額が2千万円を超える方。
- ③ 給与と所得者で、給与や退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方。
- ④ 給与を2か所以上から受け、年末調整されなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与と退職所得を除く)の合計金額が20万円を超える方。

注意 個人年金、生命保険等の満期金・解約金等の収入があった方も申告が必要です。

町県民税(住民税)の申告が必要な方

令和4年1月1日現在、ときがわ町に住所があり、所得税の確定申告が不要な次の事項に該当する方です。

- ① 給与と所得者で次の事項に該当する方。
 - ◆ 勤務先から役場へ給与支払報告書の提出がなかった方。
 - ◆ 給与と所得以外に所得のあった方。
 - ◆ 給与と所得のみで、令和3年中に就職または退職して、勤務先で年末調整をしていない方。
- ② 年金所得者で次の事項に該当する方。
 - ◆ 公的年金に係る雑所得以外に所得のある方。
- ③ 各種控除を追加で申告される方。
- ④ 収入のなかった方。

※町県民税の非課税判定、国民健康保険税の軽減、介護保険の段階判定、後期高齢者医療制度保険料計算、扶養認定、福祉関係手当、保育料の算定などの資料として、収入がないことを申告してください。

町から通知をお送りします

令和2年分の申告を基に、町県民税の申告が必要と思われる方には、役場税務課から「申告相談について」のハガキをお送りしますが、届かない場合でも該当と思われる方は、申告してください。なお、所得税の申告をされる方は、町県民税の申告は必要ありません。

※町県民税の申告書は送付しません。郵送での申告を希望される方は、お手数ですが税務課までご連絡ください。

申告に必要なもの

- ① マイナンバーカードまたは通知カード(氏名・住所が住民票と一致している場合に限る)
- ② 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証等)
- ③ 利用者識別番号を持っている方は、番号が分かる書類
- ④ 所得の確認できる書類
 - ◆ 源泉徴収票 ※給与と所得者、年金受給者
 - ◆ 収入や経費の帳簿に基づいて作成した収支内訳書 ※営業等、不動産、農業所得者
 - ◆ 申告対象の固定資産税納税通知書(土地・家屋課税明細書) ※不動産所得者
 - ◆ ときがわ町中小企業・個人事業主応援金等の給付を受けたことがわかる書類

- ⑤ 社会保険(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料等)の支払証明書や領収書
 - ⑥ 生命保険(個人年金含む)、地震保険等の控除証明書
 - ⑦ 医療費控除の明細書、医療費通知(医療費のお知らせ)を活用する方は、通知を明細書に添付してください
- ※明細書は必ず作成のうえ、お越しくください。用紙は1月下旬から税務課及び行政サービスコーナーで配布します。国税庁HPからもダウンロードできます。
- ※領収書添付または提示では申告はできません。
- ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける際は、セルフメディケーション税制の明細書が必要です。

- ⑧ 寄附の証明書等(確定申告をするとふるさと納税のワンストップ特例制度が非適用となります。ワンストップ特例制度を利用された方も持参してください。)
 - ⑨ 障害者手帳等
 - ⑩ 学生証
 - ⑪ 還付または口座振替で納税する場合、預貯金口座が分かるもの。口座振替で納付を行う場合は、通帳印も必要です。
- ※税務署から「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が送付された場合は、申告会場にご持参ください。

次の内容は 税務署(東松山市民文化センター)へ

土地や建物、株式を売り、譲渡所得のある方 / 先物取引にかかる所得、配当所得のある方 / 青色申告の方 / 申告書の控に受付印が必要な方 / 雑損控除のある方 / 住宅借入金等特別控除1年目の方 / 国外の親族を扶養とする方 / 営業、農業等の事業の方で、収支内訳書の作成の方法がわからない方